

原議保存期間	30年(令和36年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	30年(令和36年12月31日まで保存)

務 甲 達 第 9 8 号
令 和 6 年 6 月 2 5 日

部 課 署 長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察特殊勤務手当取扱要綱の改正について（通達）

- 対号1 平成20年3月27日付け務甲達第60号「石川県警察特殊勤務手当取扱要綱の制定について（通達）」
- 対号2 平成24年12月27日付け務甲達第103号「石川県警察特殊勤務手当取扱要綱の一部改正について（通達）」

警察職員の特殊勤務手当については、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年石川県条例第28号。以下「条例」という。）、職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年石川県人事委員会規則第1号）及び対号に基づき、適正な制度運用に努めているところであるが、今般、条例における遭難救助等作業手当の一部改正等を受け、別添のとおり石川県警察特殊勤務手当取扱要綱を改正することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

石川県警察特殊勤務手当取扱要綱

第1 目的

この要綱は、職員の特種勤務手当に関する条例（昭和31年石川県条例第28号。以下「条例」という。）及び職員の特種勤務手当に関する規則（昭和31年石川県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、警察職員（以下「職員」という。）の特種勤務手当支給に係る事務に関し必要な事項を定める。

第2 用語の定義

1 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して、その特殊性に応じて支給する手当をいう。

2 日額手当

特殊勤務手当のうち、手当の支給単位が1日で定められているものをいう。

3 その他手当

特殊勤務手当のうち、手当の支給単位が1回、1件、1体及び1時間で定められているものをいう。

第3 支給の範囲

特殊勤務手当は、警部又は同相当職以下の職員に支給する。ただし、次に定める特殊勤務に係る手当は、階級にかかわらず従事した職員に支給する。

- (1) 航空業務
- (2) 警察本部長の指定する検視官が行う死体取扱作業
- (3) 大規模な災害発生時等において警察本部長が特に必要と認める業務

第4 所属長の責務

所属長は、条例、規則及びこの要綱に基づき、職員の特種勤務手当支給に係る事務を管理するものとする。

第5 従事実績の報告

所属長は、次に定める者に、職員が特殊勤務に従事した実績を報告させるものとする。

(1) 監督者

監督者は、直属の部下職員の日額手当に係る特殊勤務従事実績を確認し、その内容を所属長に報告する事務を担う。警察本部にあつては課長補佐、警察署にあつては各課長を充てるものとするが、他の者を監督者とすることが適当と認められる場合はこの限りでない。

(2) 作業責任者

作業責任者は、所属職員のおそれる手当に係る特殊勤務従事実績を確認し、その内容を所属長に報告する事務を担う。警察本部にあつては次席、警察署にあつては当該作業を分掌する課の課長を充てるものとするが、他の者を作業責任者とすることが適当と認められる場合はこの限りでない。

第6 実績確認上の留意事項

1 潜水作業に従事する職員の特殊勤務手当

条例第7条第1項に規定する潜水作業とは、ヘルメット式潜水器、スキューバ式潜水器その他の潜水器具で、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンペからの給気を受けるものを着装して潜水する作業をいう。

2 航空業務に従事する職員の特殊勤務手当

条例第9条の4第1項第4号に規定する「捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り」とは、現に発生した事象又は発生が予想される事象について行うものをいう。なお、視察目的のものは含まない。

3 捜査等作業に従事する職員の特殊勤務手当

条例第10条第1項に規定する「犯罪の予防若しくは捜査」とは、主として私服を着用して警察施設外で行う犯罪被害の防止措置、証拠の収集、張り込み等の作業又は被疑者の取調べ作業をいい、警察施設内で行う届出の受理、相談、捜査書類の整理等の業務は含まない。また、「被疑者の逮捕」には、逮捕拘留中の者に対する再逮捕は含まない。

4 交通捜査取締業務に従事する職員の特殊勤務手当

条例第12条第2項第1号及び第2号に規定する「交通事件事故の捜査」とは、次の作業をいう。

- (1) 交通特殊事件又は交通事故の捜査のため道路上で行う実況見分等の作業
- (2) 暴走族に係る犯罪の捜査及び違反の検挙のために行う検問、逃走車両の追跡、車両の停止指示等の作業

5 遭難救助等作業に従事する職員の特殊勤務手当

- (1) 条例第13条第1項第1号に規定する「遭難者等の捜索救助、災害警備その他危険又は困難を伴う救援等の作業」とは、次の作業をいう。

ア 遭難者等の捜索救助

イ 災害警備（被災者の避難誘導、緊急交通路の確保等交通秩序の回復又は維持のために行う瓦れき等の撤去、立入禁止区域等又はその周辺で行う交通規制、災害発生現場における災害関連情報の収集など、災害発生に伴い災害発生現場において行う作業をいう。）

ウ 通信施設の臨時設置・運用

エ 県警察に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における鑑識作業

- (2) 第13条第3項に規定する「知事がこれに準ずると認める地域」とは、災害又は事故が発生した場合に、この取扱いによることを警察本部長が知事と協議し、知事が認めたものをいう。

6 死体取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当

条例第14条の2第2項第1号に規定する「心身に著しい負担を与えるものと知事が認めるとき」とは、次の死体の検視又は見分等の作業に従事したときのことをいう。

- (1) 電車等の軌道事故に伴う死体のうち、手足又は頭部、腹部等がれき断されたも

の及びれき断に至らないが衝撃により臓器等が飛び出している等の死体

- (2) 航空機の墜落事故による死体（外部所見で損傷の程度が軽度な死体を除く。）
- (3) 交通事故による死体のうち、頭部ぎ減又は腹部から臓器が大量に飛び出しているもの及び衝撃で原形を留めない位に損傷したもの
- (4) 溺死体等のうち腐乱が進行して手足の皮膚が容易にはがれる状態のもの
- (5) 焼死体（煙等による窒息死で、死体が焼けただけではないものを除く。）
- (6) 埋没死体及び死亡後の時間の経過により腐敗が進行し、皮膚が容易にはがれる状態及びこの状態より更に死後経過が進行した死体
- (7) その他、犯罪死、非犯罪死の如何を問わず腐敗が進行した死体又は損傷が著しい死体（死後相当期間が経過しているような白骨死体などで、異臭もなく取扱いに不快性が認められないものを除く。）

7 警ら業務に従事する職員の特殊勤務手当

条例第14条の3第1項に規定する「警ら又は巡回連絡等の業務」とは、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）第19条に定める警ら、同規則第20条に定める巡回連絡及び同規則第25条に定める機動警ら並びに少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第7条第1項に定める街頭補導及びこれに類する作業をいう。

8 身辺警衛等の業務に従事する職員の特殊勤務手当

条例第14条の9第1項に規定する「内閣総理大臣、国賓等の身辺警護」とは、警護要則（昭和40年国家公安委員会規則第3号）第2条に定める警護対象者の身辺警護をいう。

9 銃器犯罪捜査等の業務に従事する職員の特殊勤務手当

- (1) 条例第14条の10第1項第1号から第4号に規定する「銃器」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）において所持禁止対象となる銃砲又はクロスボウをいう。
- (2) 条例第14条の10第1項第1号に規定する「犯人の逮捕等の業務」とは、犯人の逮捕の作業のほか、人質立てこもり事件における人質救出及び当該犯行現場の直近において行う犯人に対する説得の作業をいう。
- (3) 条例第14条の10第1項第3号に規定する「前二号に掲げる業務（前号に掲げる業務にあっては、銃器を使用した犯人の逮捕の業務に限る。）に付随して行われる固定配置による警戒の業務」とは、犯罪現場又は逮捕に係る現場から見通せる位置にあり、かつ、当該犯人が使用している又は使用した銃器の有効射程範囲内にある場所において、固定配置の形態で行われる警戒作業をいい、当該犯罪現場又は逮捕に係る現場の周辺において行われる交通整理及び規制、住民の避難誘導、広報等の作業を除くものとする。
- (4) 条例第14条の10第1項第4号に規定する「銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に係る暴力団の事務所等の直近において行われる固定配置による警戒の業務」とは、暴力団の組事務所又は当該対立抗争事件に関連して特に警戒が必要な場所の直近において、固定配置の形態で行われる警戒作業をいい、通常業務の途中において当該事務所等の付近を一定時間の間に数回通過して警戒する等により

行われる流動警戒の作業を除くものとする。

- (5) 条例第14条の10第1項第5号に規定する「保護措置に係る業務」とは、保護対象者の直近又は周辺に警察本部長によりあらかじめ指定された身辺警戒員を配置して行われる警戒作業及び保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺に固定配置の形態で行われる警戒作業をいう。

第7 従事日数の算定方法

日額手当に係る特殊勤務は、暦日により従事日数を算定するものとし、同一日に日額手当に係る特殊勤務に2以上従事した場合は、手当額が最も高額な特殊勤務（2以上ある場合はそのうちいずれか1の特殊勤務）についてのみ従事日数を算定する。

第8 特殊勤務手当実績簿

所属長は、規則第4条第2項に基づき別記様式1から別記様式4のうち特殊勤務手当の種別に応じた様式を満たす事項を、石川県警察勤務管理システムにおいて5年間保管するものとする。

第9 他所属への実績通知

- 1 潜水作業に機動隊以外の職員が従事した場合、機動隊において別記様式5を作成し、作業に従事した職員の所属へ月ごとに送付するものとする。
- 2 航空業務に警備課以外の職員が従事した場合は、警備課において別記様式6を作成し、作業に従事した職員の所属へ月ごとに送付するものとする。

別記様式 (略)